広報 あしや
Garden City Ashiya

減免・軽減特集

臨時号 平成22年（2010年） 5月15日発行

発行/芦屋市役所
☎0797-31-2121 FAX0797-38-2152
〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号
HP http://www.city.ashiya.lg.jp/
✉ info@city.ashiya.hyogo.jp
■問い合わせ　行政経営課　☎38-2005

減免・軽減制度のお知らせ

問い合わせ　行政経営課　☎38-2005

市では、一定の要件を満たすかたを対象に、市税の非課税・減免制度、国民健康保険料、介護保険料などの減額制度や、その他の使用料等市民の皆さんの負担を軽減する制度を設けています。
この号では、主に経済的理由のあるかた・高齢のかた・障がいのあるかたを対象にした「減免・軽減制度」の概要をお知らせします。

制度を受けていただくには、それぞれ申請書や必要書類等を提出（提示）していただく必要があります。納期限より遅れて申請されますと、過ぎた納期分については減免できないなど、制度ごとに取り扱いが異なりますので、詳しくは各担当へお問い合わせください。

主な施設使用料等の減額・免除

健康推進関連施設

保健センター
☎㉛1586

【使用料・手数料免除】
■対象　七十歳以上のかた、または市民税が非課税世帯のかた等
■概要　①保健センターが実施する胃がん検診・乳がん検診・子宮がん検診・喀たん細胞診検査・大腸がん検診にかかる自己負担金を全額免除
②保健センターでの診断書・証明書発行手数料を全額免除
■申請　印鑑を持参の上、「保健センター使用料免除申請書」を保健センターへ提出
※七月に、（仮）福祉センターへ移転

休日応急診療所
☎㉑2782

【使用料・手数料免除】
■対象　①「生活保護法」の規定による医療扶助を受けているかた
②使用料等を納付する資力がないと認めるかた
■概要　①診断書・証明書発行手数料を全額免除
②診療費および診断書・証明書発行手数料を全額免除
■申請　印鑑持参の上、「休日応急診療所使用料等免除申請書」を、休日応急診療所へ提出

その他の公共施設

自転車駐車場

JR芦屋駅北 ☎㉛2988
JR芦屋駅南 ☎㉜5569
阪神打出駅 ☎㉓6570
阪神芦屋駅南 ☎㉛7343
阪神芦屋駅西 ☎㉒4137
阪急芦屋川駅北 ☎㉒1495

■対象　①生活保護世帯のかた②身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の交付を受けているかた③学生のかた
■概要　①②のかたは定期使用料の半額を減額③のかたは定期使用料の三割を減額します。
■申請　各自転車駐車場へ

あしや温泉
☎㉜0204

【入浴料減額】
■対象　①市内在住の六十五歳以上のかたおよび十二歳以上の心身に障がいのあるかた②市内在住の六歳以上十二歳未満の心身に障がいのあるかた③市内在住の六歳未満の心身に障がいのあるかた

■概要　①三百八十円を二百六十円に減額②百三十円を八十円に減額③六十円を四十円に減額します
■申請　年齢の確認できるもの（免許証等）、障がい者手帳等、要件を確認できるものを提示
※営業時間　午後二時～午後十一時
※休業日　毎週火曜日、第一・三水曜日（祝日の場合は営業）、一月一日～三日

社会教育関係施設

施設名	減額・免除内容	対象	申請	開館時間等
市民センター ☎31-4995	【施設使用料の減免】市民センター（市民会館・公民館）で社会教育に関する事業を行う場合に、施設使用料の３割を減免	社会教育関係団体に登録している団体および市民センター指定団体	使用許可申請書に必要事項を記入し、社会教育関係団体の登録承認書または市民会館指定団体承認書を窓口へ提示	■開館時間　<平日・土曜>午前９時～午後９時30分<日曜・祝日>午後５時まで（大ホールのみ午後９時30分）■休館　火曜日・８月13日・14日
美術博物館 ☎38-5432 谷崎潤一郎記念館 ☎23-5852	【観覧料半額免除】観覧料金の半額免除	①市内在住の65歳以上のかた②市内在住で身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けているかたおよび介護者１人	年齢の確認できるもの（免許証等）、または当該手帳等を、各施設の窓口へ提示	■開館時間　午前10時～午後５時■休館　月曜日※月曜日が祝日の場合は、翌火曜日
体育館・青少年センター ☎31-8228	【施設使用料の減免】対象団体が、社会教育に関する事業を行う場合に施設使用料の３割を減免	社会教育関係団体に登録している団体	使用許可申請書に必要事項を記入し、社会教育関係団体登録承認書を窓口へ提示	■開館時間　午前８時50分～午後９時20分■休館　第１・３月曜日
海浜公園プール ☎22-8861	【使用料半額減免】温水プール使用料を半額免除	①市内在住の65歳以上のかた②市内在住で身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けているかた③療育手帳に第１種の記載があるかたの介護者１人④市内在住で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかたおよび介護者１人	年齢の確認できるもの（免許証等）、または当該手帳等を窓口へ提示	■開館時間　<平日・土曜>午前10時～午後９時<日曜・祝日>午前９時～午後６時■休館　月曜日
公共施設の駐車場使用料（共通）	【使用料全額減免】駐車場使用料を全額免除	①身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の交付を受けているかたが運転する自動車②これらのかたの介護者が運転する自動車	当該手帳を提示	――